

理事、監事及び評議員の 報酬等に関する規定

社会福祉法人神生会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人神生会(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬、並びに費用弁償に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 1 非常勤理事、及び監事には、別表1及び別表2に基づき、役員報酬を支給する。この報酬には、交通費、及び旅費を含むものとする。
- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、別表3に基づき報酬を支給する。この報酬には、交通費、及び旅費を含むものとする。
- 3 常勤理事で使用者としての立場を有する者、及び職員の立場である者に対しては、職員を対象とする給与規定(以下「給与規定」)を適用することとし、報酬は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給することがある。

(報酬額の決定)

第4条 この法人の役員、及び評議員に対する報酬については、評議員会において承認を得る報酬等の基準に従って算定し、これを定める。

(報酬の支給方法等)

第5条 非常勤の理事及び監事、並びに評議員に対する報酬は、それぞれ理事会又は評議員会に出席した都度、支給する。ただし、同日に合わせて法人の業務を行った場合については、出席報酬と合わせた1日分の報酬とする。

- 2 非常勤の役員、及び評議員が理事会、評議員会以外の日において、法人並び

に施設の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬、及び費用を支払うことができる。

- 3 報酬等は、通貨をもって本人に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等がその職務を遂行するのにあたり、下記に定める費用については、第3条で定める役員報酬とは別に支払うものとする。旅費等の経費については遅滞なく支払うものとし、前払いを要する費用については、前もって支払うことができる。

- (1)宿泊を伴う出張の旅費、及び宿泊費など
- (2)理事会、監事監査、評議員会を除き、法人として依頼した勤務に伴う旅費、及び宿泊費など

(改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

附則 この規定は、令和2年6月16日の評議員会の終結時より施行する。

別表1 理事(非常勤)の報酬

名 称	自宅からの距離	1回あたりの報酬	年間総額
理事会出席報酬	大野城市内	7,000 円	500,000 円
	隣接市内	10,000 円	
	福岡市内	15,000 円	
理事会以外の勤務報酬	上記に準ずる		

※報酬の金額は所得税を控除した金額とする。

※理事会出席報酬は交通費を含める

別表2 監事(非常勤)の報酬

名 称	自宅からの距離	1回あたりの報酬	年間総額
理事会出席報酬	大野城市内	7,000 円	200,000 円
	隣接市内	10,000 円	
	福岡市内	15,000 円	
理事会以外の勤務報酬等	上記に準ずる		

※報酬の金額は所得税を控除した金額とする。

※理事会出席報酬、及び監事監査報酬は交通費を含める

別表3 評議員の報酬

名 称	自宅からの距離	1回あたりの報酬	年間総額
評議員会出席報酬	大野城市内	7,000 円	500,000 円
	隣接市内	10,000 円	
	福岡市内	15,000 円	
評議員会以外の勤務報酬等	上記に準ずる		

※報酬の金額は所得税を控除した金額とする。

※評議員会出席報酬は交通費を含める